

申告は3月15日まで

所得税の確定申告、 市民税・県民税の申告がはじまります

問 刈谷税務署(所得税) (☎ 21-6211)

申告期間中は、税務署・市役所の窓口や電話問合せが集中します。確定申告に関する情報は、国税庁や市ホームページにも掲載されていますので、確認いただきますようお願いいたします。

また、確定申告の方法は、国税庁ホームページ内「動画で見る確定申告」(QRコードのリンク先)で確認することができます。



ポイント

「コロナ禍での申告」昨年との申告受付方法の違い(詳しくは本文へ)

- ▼ 税務署会場で申告を受けるには、「入場整理券」が必要(当日配付またはオンライン申請(予定))です。
- ▼ 市役所会場で申告を受けるには、予約専用コールセンターへの「事前電話予約」が必要です。
- ▼ 市内の出張申告会場(予約不要)においては、申告に必要な書類を確認したうえで後日申告書の控えなどを送付します。

感染症防止のためご理解・ご協力をお願いします。

◆刈谷税務署からのお願い

▼入場整理券について

刈谷税務署では申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要となります。入場整理券は、当日、税務署で配付しますが、入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることもありますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

なお、入場整理券は、オンラインで入手できる仕組みも導入する予定(詳しくは国税庁ホームページへ)です。

▼郵送での申告について

確定申告期間中は、税務署の提出窓口も混雑しますので、作成された申告書等を提出する場合は、郵送による提出をお願いします。

また、申告書等の控えに税務署の受付印が必要な人は、切手付きの返信用封筒と申告書の控えを同封していただくと、後日受付印を押印した申告書の控えを返送させていただきます。

◆スマートフォンまたはご自宅のパソコンからの確定申告「e-Tax」を!

確定申告書の作成方法は、スマートフォンまたはご自宅のパソコンから確定申告を行うことができる「e-Tax」をぜひご利用ください。

また、申告書の作成は、国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし、提出方法を選択してご利用いただけます。印刷して郵送等で税務署へ提出も可能です。

利用方法など詳しくは、右記QRコードのリンク先でご確認ください。

▼「e-Tax」(電子申告) ホームページ



▼「確定申告書等作成コーナー」 ホームページ



◆刈谷税務署 確定申告会場等のご案内

■刈谷税務署

開設期間	2月16日(火)～3月15日(月)午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く) ※2月21日(日)、28日(日)は開設します。 ※相談可能人員に達した時点で、受付を終了します。 ※1月4日(月)～3月31日(水)の期間中相談予約は行っていません。
上記期間のみ市営神田駐車場を臨時駐車場とします。ご利用の際は、駐車券を確定申告会場まで持参してください。 なお、臨時駐車場は他の利用者の状況により、利用できない場合があります。 駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。	

確定申告会場での「新型コロナウイルス感染症対策」(各申告会場共通)

- 入場の際に、検温を実施しています。37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調の優れない方は、来場を控えていただくようお願いいたします。また、来場者の皆さんに緊急時の連絡先をお伺いさせていただく予定です。
- ご来場の際は、マスクを着用していただき、入口等で手指アルコール消毒液をご利用いただくようお願いいたします。
(マスクなどの感染症対策をとっていただけない場合は、会場内への入場をお断りさせていただきますことがあります。)
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。



◆申告をするために必要なもの

- ①「本人確認書類」および「マイナンバーカードまたは番号確認書類」
※マイナンバーカードの場合は本人確認書類を兼ねることができます。市役所・出張申告会場では、写しをご用意ください。
 - ②「確定申告のお知らせ」はがきまたは封書、および昨年の申告の控え(いずれもあれば)
 - ③利用者識別番号の分かるもの(税務署等で過去取得した人のみ)
 - ④申告書(送付があった人のみ。申告書は会場にご用意しています。)
 - ⑤収入金額や必要経費の内訳(収支内訳書)
 - ⑥給与、公的年金などの源泉徴収票
 - ⑦上場株式等の配当の支払通知書、投資信託の収益の分配の支払通知書
 - ⑧国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料の払込証明書(社会保険料控除額通知書)または領収書
 - ⑨生命保険、地震保険の保険料控除証明書
 - ⑩障害者控除を受ける人は障害者手帳など
 - ⑪配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の所得金額の分かるもの
 - ⑫寄附金控除を受ける人は、寄附金の受領証明書
 - ⑬医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(領収証ではなく、明細書を作成してください。また、保険からの補てんがあった場合は差引を忘れずにしてください。税務署が確認することがあるため、領収書は5年間大切に保存してください。)
- ※下記の注意事項をご確認ください
- ⑭税金の還付になる人は、申告者本人の預貯金口座がわかるもの(通帳等)
 - ⑮印鑑(認印で、朱肉を使うもの)
 - ⑯筆記用具等
 - ⑰その他申告に必要なもの

【ご注意】

書類が不足していると申告できない場合があります。

■医療費控除を申告する際の注意事項

医療費控除の明細書を作成されていない場合は、申告受付を行うことができませんので、ご自身で作成のうえ、申告会場にお越しください。様式は国税庁ホームページ・税務署・市役所のいずれか入手してください。



◆市役所会場の申告受付方法が「電話予約制」に変わります!

新型コロナウイルス対策の一環として、本年は、知立市役所で申告受付を希望される人につきましては、電話による事前予約をした人を対象に市役所会場で行うこととし、「三密」をできる限り避ける取組みを実施します。

事前予約がない人は、市役所会場での申告受付ができません。ご理解のほどよろしく申し上げます。

予約専用コールセンター **95-0251** (平日(祝日を除く)の午前10時～午後4時まで)

予約受付期間(平日(祝日を除く)のみ) ※当日予約不可	選択できる申告受付日(平日(祝日を除く)のみ)
2/ 1(月)～25(木)	2/16(火)～26(金)
2/15(月)～3/12(金)	3/ 1(月)～15(月)

【受付時間帯】上記受付期間の中から次の①～⑯の時間帯を選んでください。

- ①8:45～ ②9:15～ ③9:45～ ④10:15～ ⑤10:45～ ⑥11:15～ ⑦11:45～
 ⑧13:00～ ⑨13:30～ ⑩14:00～ ⑪14:30～ ⑫15:00～ ⑬15:30～ ⑭16:00～
 ⑮16:30～ ⑯17:00～

※申告内容や前の申告者の状況によっては時間が前後し、お待ちいただく可能性がございます。

【注意事項】

※市役所会場で申告できない人(下記参照)、または当日必要書類が揃わない場合は申告受付ができません。

※予約は上記予約専用コールセンターのみで行います。話し中や時間外は、改めてお掛け直してください。

※予約専用コールセンターでは、申告書の書き方などの相談はお受けできません。

※確定申告の相談は刈谷税務署へ、市県民税申告の相談は当市税務課へお問合せください。

※1回の電話で1人(件)の予約が取れます。先着順につき、予定数に達し次第終了します(予約状況は市ホームページで随時更新)。例年の状況から午後の時間帯が比較的予約の少ないことが予想されます。また、2月16日から数日間は特に予約が集中することが予想されますので別日程をご検討ください。

※極力申請者本人からの予約をお願いします。

※当日の申告場所やキャンセル方法などは予約時にお伝えします。

※市役所での申告後に控除の追加など訂正が必要となった場合は刈谷税務署へご連絡ください。

※予約した日時を過ぎても会場にお越しにならない場合はキャンセル扱いとなります。改めて別日で予約が必要となります。

▼市役所会場で所得税の確定申告書の受付ができない人

※次の①～⑫にあてはまる人は、市役所会場での申告はできません。刈谷税務署へご相談いただきますようお願いいたします。

- | | | |
|--|-----------------------------|------------------------|
| ①確定申告書様式Bの人(営業、農業、不動産、株式、土地等の譲渡所得がある人) | ⑥通訳が必要な人 | ⑫その他、作成に専門的な知識や時間を要する人 |
| ②住宅借入金等特別控除を受けの人 | ⑦外国に居住する親族を扶養する人 | |
| ③個人事業者の消費税及び地方消費税を申告する人 | ⑧知立市に居住していない人 | |
| ④仮想通貨に関する所得を申告する人 | ⑨過年度(令和元年以前)の確定申告をしたい人 | |
| ⑤令和2年中に贈与を受けた人 | ⑩修正申告や更正請求をしたい人 | |
| | ⑪相続に係る生命保険契約等に基づく年金の申告をしたい人 | |

ご自身で書かれた申告書の検算は申告会場では行いませんので、郵送または税務署・市役所内の投函箱へ提出してください。



◆市民税・県民税の申告について

問 税務課 市民税係 (☎ 95-0116)

市民税・県民税は、所得税の確定申告や、年末調整(前年中の所得が1か所で、かつ給与収入だけの場合に限る。)を行うことであわせて申告することができますが、所得税の確定申告が不要であっても、次の①～④のいずれかにあてはまる人は市民税・県民税の申告をしていただく必要があります。

市民税・県民税の申告書に関する相談や市役所会場で作成したいときは、事前電話予約が必要です。

▼市民税・県民税の申告が必要な人(いずれも令和3年1月1日現在で市内在住)

①給与所得者の場合

- ・給与以外の所得があり、その金額が20万円以下の人
- ・2カ所以上から給与を受けている人で、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得以外の所得金額の合計額が20万円以下の人

②年金所得者の場合

- ・公的年金を受給していて、各種所得控除(医療費控除等)を受ける人
- ・公的年金等以外の所得があり、その金額が20万円以下の人

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、市民税・県民税計算のために申告が必要なケースがございます。

③営業、農業、不動産、利子、配当、雑、一時、譲渡の各所得はあったが、所得税額が発生しなかった人

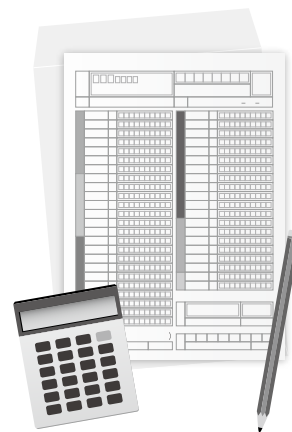
④昨年中収入がなかった人(0円申告)または非課税収入(遺族年金、障害年金、失業者給付金、特別定額給付金(昨年あった10万円の給付金)など)のみで次に該当する人

- ・国民健康保険に加入している人(申告により保険税額が軽減される可能性あり)
- ・同世帯内の親族の税法上の扶養になっていない人

・市民税・県民税の所得証明書等が必要な人

▼市民税・県民税申告書の送付

昨年の申告時に「申告書送付希望」とされた人には、1月下旬ごろに申告書を送付します。なお、申告書は申告会場や税務課窓口で用意しているほか、市ホームページからダウンロードできます。



◆完成した申告書は郵送または専用の投函箱に提出を!

所得税の確定申告書や市民税・県民税の申告書を記入し、提出のみの場合は、郵送(所得税は税務署、市民税・県民税は市役所)のほか、市役所税務課にある専用の投函箱に提出することもできますのでご活用ください。

▼設置期間 1月26日(火)～3月15日(月)(土・日曜日、祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分(時間外の場合は郵送でお願いします。)

▼設置場所 市役所1階税務課窓口(税務課窓口では申告に関する相談はお受けできません。所得税の確定申告に関する相談は税務署へお願いします。)



設置イメージ



申告受付が
例年と違うので
お間違えなく!!



◆予約不要!市民税・県民税(確定申告)の出張申告をご利用ください!

【出張申告会場と日時】

とき	ところ
1月26日(火)	文化会館2階 ワークショップ室
1月27日(水)	福祉の里八ツ田3階 視聴覚室
1月28日(木)	保健センター2階 検診室
2月 2日(火)	知立文化広場 第1研修室
2月 3日(水)	西丘コミュニティセンター 集会室

いずれも時間は午前9時30分～**午後0時30分**

【持ち物】

7ページにある「申告をするために必要なもの」

【注意事項】

- ①出張申告会場では、その場で申告書を作らずご持参いただいた資料を確認させていただき、後日市で作成した申告書の写しなどを郵送(無料)いたします。その場で申告書をご入用の場合や相談が必要な場合は、市役所会場で申告(要事前電話予約)いただきますようお願いいたします。
- ②出張申告は予約不要ですが、時間にゆとりをもってお越しください。なお、新型コロナウイルス等の感染防止のため、開始前に並ぶのはお避けください。(例年、昼前が空いています。)
- ③出張申告期間中は、担当職員が各会場へ出向き、不在となるため市役所での相談はできません。

◆相談窓口のご案内

▼税理士による無料税務相談所のご案内【予約不要】

時 2月16日(火)～22日(月)
午前9時30分～午後4時
(正午～午後1時を除く)
(土・日曜日を除く)

所 市役所3階 第2・3会議室

※直接会場へお越しください。先着順につき、お待ちいただくことがありますので時間に余裕をもってお越しください。また、相談可能人数に達し次第受付を終了することがございます。

※会場ではe-Taxを活用した申告相談を行っています。利用者識別番号、暗証番号の分かるものがありましたら、ご持参ください。

【相談できる人】

① 令和元年分の所得金額(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額)が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者(年金受給者を除く)の人

② ①の人で消費税および地方消費税の課税事業者である場合には、平成30年分の課税売上高が3,000万円以下の方

③ 給与所得者および年金受給者

【相談できない人】

① 給与所得者および年金受給者のうち、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人

② 初めて消費税および地方消費税の申告をする人のうち、申告書の作成

に時間を要する人

③ 65万円の青色申告特別控除を受けようとする人

④ 譲渡所得(土地、建物および株式等の売却)、山林所得または贈与税の申告をされる人

▼消費税軽減税率制度に対応した税理士による無料税務相談所のご案内【要入場整理券】

刈谷税務署で消費税軽減税率制度に対応した税理士による無料税務相談を開催します。

時 3月16日(火)～31日(水)
午前9時30分～午後4時
(正午～午後1時を除く)
(土・日曜日および祝日を除く)

※入場には当日配付する「入場整理券」が必要です。

令和2年度確定申告相談会のお知らせ

東海税理士会による確定申告相談会(無料)完全予約制で開催します。

時 2月13日(土)午前10時～午後4時30分

所 刈谷市産業振興センター604会議室(刈谷市相生町1丁目1-6) **¥** 無料

対 税理士または税理士法人が関与していない納税者

※土地・建物・株式の売却のある人、住宅借入金等特別控除の適用を受ける人、前年分の所得金額300万円を超える事業者、贈与税申告などは対象外。

持 確定申告に必要な書類(マイナンバーがわかるものを含む。) **問** 東海税理士会刈谷支部(☎ 77-3636)

